

設計業務等委託契約約款 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第3条まで 略</p> <p>(契約の保証)</p> <p>第4条 甲が求めたときは、乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。</p> <p>(1) 契約保証金の納付</p> <p>(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供</p> <p>(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証</p> <p>(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証</p> <p>(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p> <p>2 乙は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保険証券を寄託したものとみなす。</p> <p>3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、契約金額の100分の10以上としなければならない。</p> <p>4 乙が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第24条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。</p> <p>5 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>6 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の10に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。</p> <p>第5条から第15条まで 略</p> <p>(前金払)</p> <p>第16条 甲は、契約書で前払金の支払を約した場合において、乙が保証事業会社と履行期限を保証期限として、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結したときは、1億円（ただし契約金額が10億円以上の場合は、</p>	<p>第1条から第3条まで 略</p> <p>(契約の保証)</p> <p>第4条 甲が求めたときは、乙は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。</p> <p>(1) 契約保証金の納付</p> <p>(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供</p> <p>(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証</p> <p>(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証</p> <p>(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p> <p>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、契約金額の100分の10以上としなければならない。</p> <p>3 乙が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第24条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。</p> <p>4 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>5 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の10に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。</p> <p>第5条から第15条まで 略</p> <p>(前金払)</p> <p>第16条 甲は、契約書で前払金の支払を約した場合において、乙が保証事業会社と履行期限を保証期限として、同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結したときは、1億円（ただし契約金額が10億円以上の場合は、契約金額の10パーセント）を限度とし</p>

設計業務等委託契約約款 新旧対照表

<p>は、契約金額の10パーセント)を限度として、乙の書面にに基づく請求により、契約金額の30パーセント以内の額(10万円未満の端数は切り捨てる。)を前払金として支払うものとする。</p> <p>2 乙は、前項の前払金の支払を受けようとするときは、この契約締結後に保証事業会社と締結した保証契約を証する書面(以下「保証証書」という。)を甲に寄託したうえで、前払金の請求をしなければならない。</p> <p>3 乙は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、甲が認めた措置を講ずることができる。この場合において、乙は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</p> <p>4 甲は、第1項の請求を受けたときは、遅滞なく前払金を支払わなければならない。</p> <p>第17条から第32条まで 略</p> <p>(情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第33条 この約款において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</p> <p>第34条 略</p>	<p>て、乙の書面にに基づく請求により、契約金額の30パーセント以内の額(10万円未満の端数は切り捨てる。)を前払金として支払うものとする。</p> <p>2 乙は、前項の前払金の支払を受けようとするときは、この契約締結後に保証事業会社と締結した保証契約を証する書面(以下「保証証書」という。)を甲に提出したうえで、前払金の請求をしなければならない。</p> <p>3 甲は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく前払金を支払わなければならない。</p> <p>第17条から第32条まで 略</p> <p>(情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第33条 この約款において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</p> <p>第34条 略</p>
---	---